

Narita 監督署通信

令和5年 10月 10日発行
成田労働基準監督署

しごとより、いのち。

(1) 11月は『過労死等防止啓発月間』です。

過労死等とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

厚生労働省では、『過労死等防止啓発月間』の一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するため、長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対する重点監督、リーフレットの配布などによる周知・啓発等を集中的に実施します。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死とその防止に対する理解を深め、「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。



過労死等防止対策大綱

過労死等防止対策推進法に基づき、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するための対策について定める。令和3年7月(閣議決定)版が最新。

過労死をゼロとすることを目指し、以下の数値目標を設定

週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合		5%以下	令和7年までに
労働者数 30人以上の企業	勤務間インターバル制度を知らなかった企業割合	5%未満	
勤務間インターバル制度を導入している企業割合 特に、勤務間インターバル制度の導入率が低い中小企業への導入に向けた取組を推進する		15%以上	
年次有給休暇の取得率		70%以上	
メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合※		80%以上	令和9年までに
使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合※		50%以上	
自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合※		50%未満	

※令和5年度以降は、第14次労働災害防止計画に定められた数値目標の達成に向けて取組を推進。

過労死等防止対策BOOK



(2) 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



下請代金支払遅延等防止法違反の疑いのある「しわ寄せ」事案(べからず事案)

短納期発注による買いたぎ	直前キャンセル
発注者は、短納期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方的に定めた。	発注者は、毎週特定の曜日に受注者のトラックを數台待機させることを契約で定めていた。当日になって「今日の配達は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。
業務効率化の果実の摘み取り	短納期発注による受領拒否
発注者は、受注者から社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方的に定めた。	発注者は、発注後、一方的に納期を短く変更し、受注者は従業員による長時間労働によって対応したが、その納期までに納入が間に合わず、納入遅れを理由に商品の受領を拒否した。
付加価値の不払い	働き方改革に向けた取組みのしわ寄せ
発注者は、書面において短納期発注については「特急料金」を定めていたところ、短納期発注を行ったにもかかわらず、「予算が足りない」などの理由により、特急料金を支払うことなく、通常の代金のみ支払った。	発注者は、商品の発注に関するデータの自社システムへの入力業務を発注者自ら行うべきであるにもかかわらず、受注者に対して無償で行わせた。

しわ寄せ防止特設サイト





(3) 機械の清掃・点検・調整時は運転停止を徹底！！

成田労働基準監督署管内の令和5年の労働災害は、8月末現在で死亡災害は3件、休業4日以上の死傷災害は335件（新型コロナ関連を除く）で、昨年同期（死亡4件、死傷307件）との比較で、死傷災害は28件の増加、事故の型別では、転倒74件、動作の反動・無理な動作（腰痛を含む）73件、墜落・転落50件、はまれ・巻き込まれ43件が上位を占めています。

このうち、「はまれ・巻き込まれ」については、昨年1年間で53件（令和5年3月確定値）であったのに対し、すでに43件とハイペースで推移していますが、この類型の災害は機械設備の**清掃・点検・調整等の際、機械の運転を停止していないこと**（労働安全衛生規則107条違反）が原因となっています。

全国的に死傷災害の増加傾向が続き、特に転倒や腰痛といった作業行動に起因するものが多くなっていますが、9月には、東京都内のビル建築現場において鉄骨が崩壊し、鉄骨の建方作業に従事していた労働者等6名が被災、うち2名が死亡するという大変痛ましい災害も発生しており、死亡や重篤な後遺障を残す災害の発生が懸念されます。

労働者が安全に働くことができる職場環境を築くため、引き続き14次防の施策を着実に推進いただくとともに、大前提のこととして、法令で定められた措置の遵守・徹底をお願いいたします。

業種	区分		令和2年 1~12月	令和3年 1~12月	令和4年 1~12月	令和4年 8月末現在	令和5年 8月末現在	対同期 増減	増減率 (%)
	業種								
金科品製造業	42	54	60			33	37	4	12%
機械・機器製品製造業	1	1							
木材・家具製品製造業		3	1						
紙等製造・印刷製本業		2	4			2		-2	-100%
化学工業	14	9	8(1)		6(1)	4	-2	-33%	
空調・土石製品製造業	1	4	10		8	1(1)	-7	-88%	
鉄鋼・非鉄金属製品製造業	3	2							
金属製品製造業	16	9	8		4	10	6	150%	
一般機械器具製造業	3	5	1			1	1		
電気機械器具製造業	3		4		1	1			
輸送用機械器具製造業			2		2	2			
電気・ガス・水道業	1		2		1		-1	-100%	
その他の製造業	13	6	6		3	6	3	100%	
小計	97	95	106(1)		60(1)	62(1)	2	3%	
鉱業	1		3		1	1			
土木工事業	17	22	(1)	15(1)	6(1)	13(2)	7	117%	
建築工事業	32	22		20(1)	10(1)	9	-1	-10%	
【木造建築工事業】	9	3	2			1	1		
その他の建設業	7	16	11		5	6	1	20%	
小計	56	60(1)	46(2)		21(2)	28(2)	7	33%	
運輸交通業	77	65	(1)	103	57	66	9	16%	
【航空運輸業】	12	8		24	12	17	5	42%	
【道路貨物運送業】	51	54	(1)	73	42	46	4	10%	
陸上貨物取扱業	46	44	57		26	35	9	35%	
小計	122	109(1)	160		83	101	18	22%	
林業・漁業・農業・畜産業	17	11	18(1)		8(1)	9	1	13%	
小売業	51	55	77		33	30	-3	-9%	
ビルメンテナンス業	11	8	11		5	11	6	120%	
旅館業・ホテル業	3	4	4		2	6	4	200%	
ゴルフ場の事業	15	23	28		15	8	-7	-47%	
社会福祉施設	43	49	135		58	22	-36	-62%	
上記以外の事業	141	152	449		222	110	-112	-50%	
小計	264	291	705		335	187	-148	-44%	
合計	557	566(2)	1,038(4)		508(4)	388(3)	-120	-24%	

1. 労働者死傷報告からの統計で、〔 〕内は内数である。

2. ()内は死亡報告(内数)である。

3. 対象年の確定日は、年度末(3月末)で確定する。

4. 新型コロナ関連の内数は、令和2年が10人、令和3年が160人、令和4年が446人である。

5. 令和4年8月末の新型コロナ関連の内数は201人、令和5年8月末の新型コロナ関連の内数は53人である。



千葉労働局ホームページ



(4) 千葉県最低賃金は1026円に改正

10月1日から千葉県最低賃金は42円引き上げられ、1026円に改正されました。事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る事業者に支給される「業務改善助成金」の活用、各種助成金申請、労務管理の相談支援などを無料で行う「千葉働き方改革推進支援センター」のご利用も可能ですので、賃金引き上げ、生産性向上に積極的にお取組みいただくようお願いします。

(5) 速やかな労災保険の給付に向けて

労災の請求書には、事業場の労働保険番号等のほか、事業主の証明欄に所定事項の記入をお願いします。また、治療に関する請求書は、速やかに労災病院や労災保険指定医療機関に提出されるようご協力お願いします。

請求人となる被災労働者の置かれた状況にもご配慮いただき、迅速な給付決定に向け、ご協力をお願いいたします。

速やかな労災保険給付

